

## 公募型プロポーザル公告

JR 忍ヶ丘駅前における空間デザイン社会実験支援業務委託について、下記のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

四條畷市長 錢谷 翔



記

### 1 業務の概要

(1) 件名 JR 忍ヶ丘駅前における空間デザイン社会実験支援業務委託

(2) 履行場所 四條畷市 中野本町他 地内

(3) 契約期間

契約締結日の翌日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 内容

別添 JR 忍ヶ丘駅前における空間デザイン社会実験支援業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

(5) 予算限度額

総額 2,492,000 円（うち、消費税及び地方消費税相当額 226,545 円）

### 2 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当しない者であること。

(2) 過去 10 年間に於いて今回委託する業務と同種（仮設工作物を使用した空間デザイン業務又は公共空間等（民間用地を含む）を活用した社会実験業務）の業務実績を有すること。（様式第 3 号の提出が必須）

(3) 令和 8 年度に於いて、四條畷市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録していること。もしくは、参加申込書提出時に入札参加資格審査申請に必要な書類を提出できること。

(4) 仕様書に掲げる業務を円滑かつ柔軟に遂行できる体制を有すること。

(5) 四條畷市建設工事等指名停止要綱第 2 条の規定による指名停止期間中でないこと。

(6) 四條畷市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始申立てをしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。

(9) 予算限度額以下で請負うことができること。

(10) 大阪府内に本店、支店または営業所を有していること。

### 3 参加申込手続き

別紙「JR 忍ヶ丘駅前における空間デザイン社会実験支援業務委託公募型プロポーザル実施要領のとおり

### 4 添付書類

(1) JR 忍ヶ丘駅前における空間デザイン社会実験支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

(2) JR忍ヶ丘駅前における空間デザイン社会実験支援業務委託仕様書

(3) JR忍ヶ丘駅前における空間デザイン社会実験支援業務委託公募型プロポーザル  
審査基準

(4) 様式第1号から様式第6号まで

## 5 問合せ先

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

四條畷市総合政策部企画広報課

TEL 072-877-2121 (代) / 0743-71-0330 (代)

E-mail [kikaku@city.shijonawate.lg.jp](mailto:kikaku@city.shijonawate.lg.jp)